

農山村地域調査の調査方法について（案）

1 2005年農林業センサスの調査方法

2005年農林業センサス農山村地域調査は、市区町村と農業集落の2つの調査から構成されており農林水産省の地方統計組織の職員による面接聞き取りで行った。調査は市区町村からの聞き取りを原則とし、農業集落の調査では、市区町村で把握できない事項について農業集落の精通者等から聞き取り調査をした。

特に、農業集落の精通者を調査対象とする場合は、地方統計組織の職員が、現地に出向き、精通者の特定を行って聞き取り調査を行った。

2 2010年農林業センサスの対応

2010年農林業センサス農山村地域調査については、農林水産統計分野の大幅な定員削減の中で、調査方法を見直し、これまでの農林水産省の地方統計組織の職員による面接聞き取り調査から調査員等による自計申告調査へ移行する。調査対象は2005年センサスとほぼ同様であり、市区町村単位の調査事項（市区町村用調査票）については、市区町村、農業集落単位の調査事項（農業集落用調査票）については、農業集落の精通者として調査を実施する。

（1）市区町村用調査票

ア 2005年農林業センサスの実施を通じて、市区町村の総土地面積や林野面積等の調査事項については、市区町村で整備されている行政資料により把握可能

イ 平成19年度から市区町村を調査対象として実施している農業資源調査（届出調査）については、往復郵送調査により調査票を100%回収

ウ このことから、市区町村用調査票については、市区町村の自計申告調査として、地方統計組織からの往復郵送による調査に移行

（2）農業集落用調査

ア 2005年農林業センサスの実施を通じて、農業集落単位の調査事項を市区町村ですべて聞き取りできたのは全体の約5割であり、地方統計組織の職員が該当農業集落の精通者を特定して、聞き取り調査を実施して把握

イ 本省職員による事前の現地調査では、複数の市区町村・JAでの情報収集の結果、農業集落単位の調査事項については、農家組合長等農業集落の精通者を対象に調査を行うことが適当との意見が多かった

ウ また、個人を対象とした往復郵送調査では、調査票の100%回収は非常に困難

エ 以上のことから、農業集落用調査については調査員による農業集落の精通者を対象とした自計申告調査に移行